

特定適格消費者団体の
認定・監督に関する指針等検討会
第13回議事録

消費者庁消費者制度課

第13回特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 議事次第

日 時：平成27年3月23日（月）14：00～15：15

場 所：消費者庁内会議室

1．開 会

2．取りまとめ

3．その他

4．閉 会

升田座長 これから第13回目の「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催いたします。

本日は、川口委員から御欠席との御連絡をいただいております。

では、議題に入ります前に、本日の配付資料につきまして、消費者庁から御説明をお願いいたします。

加納課長 それでは、本日もどうぞよろしくお申し上げます。

本日の資料でございますけれども、まず、報告書の案といたしまして、前回いただいた御意見を踏まえて作成したものがございます。

机上の配付資料としまして、前回の検討会から修正履歴をつけましたものもおつけしております。次に、御欠席の川口委員からの御意見ということで、報酬と税金との関係についてというペーパーをいただいております。それから、適格消費者団体から連名で報告書（案）に対する意見書というものを頂戴しておりまして、これも机上に配付させていただいております。

資料は以上でございます。

升田座長 それでは、本日は、御承知のとおり、最終回ということになりまして、取りまとめを行いたいと思います。

前回の検討会の議論を踏まえまして報告書案を議題といたしたいと思います。順次、議題としていきたいと思いますので、資料の第1から第3までの変更点を中心に御説明をお願いいたします。

小田専門官 資料の第1から第3までの変更点について、御説明させていただきます。

まず、第1の「はじめに」の部分になりますが、前回の検討会で、3段落目のところで、団体が公平性、公正性及び透明性をもって業務を遂行すべきではないかという御意見をいただきましたので、その旨の加筆をしております。

次に、第2の「特定適格消費者団体の責務」の箇所で、まず、法第75条第2項の趣旨を冒頭、記載させていただいておりますが、そこについて、前回の検討会で、もともとは「事業者の経済活動を委縮させることがないように」となっているところを「事業者の適切な経済活動を委縮させることがないように」と修正してはどうかという意見がありましたので、修正を施しております。

そして、その下のところで、「不当な目的のみだりに」に該当するかどうかの考慮要素の中で、事業者と団体との間でなされた事前の交渉の有無、その内容というところになりまして、被害回復のための措置を講じている場合には、その内容も考慮要素にしてはどうかという御意見をいただきましたので、加筆をしております。

続きまして、第3の2の(3)「業務委託」のところになります。

前回の検討会では「事務的な業務」という言葉を使っていましたが、「事務的な業務」ですと認識に幅があるところが分かりましたので、「裁量の余地が乏しい」と言い換えております。

そして、裁量の余地が乏しい業務以外の業務を第三者に委託する場合については、から のとおりにする必要があると考えています。

そして、 は従前のとおりになりまして、 が委託に要する費用の問題です。

これについては、前回の検討会で、消費者庁に対する報告の問題と公表の問題とは分けて考える余地があるのではないかと、そういう落としどころ的な御意見をいただきましたので、「特定適格消費者団体が委託先から詳細な開示を受けて消費者庁に報告し、公表される必要がある。例えば、弁護士に要する費用は、各弁護士の氏名、各弁護士に対して支払った報酬の個別の額及び各弁護士の担当した業務が消費者庁に報告され、公表される必要があるものの、各弁護士に対して支払った報酬の個別の額については、弁護士業務への影響に鑑み、匿名で公表することが適当である。」としています。

そして、 で、業務委託の中で、理事会の専決事項とするものの範囲ですが、前回の検討会の資料では、「弁護士に対する業務委託」だけを理事会の専決事項としておりましたが、弁護士ではなくても広く第三者に一般的にという御意見が多かったので、「第三者に対する業務委託」と修正しております。

そして、8ページの「3 理事会の専決事項」の中で、下から2つ目の「・」になりますが、前回までの検討会の資料では、業務規程に定められた基準以外の理由によって授権拒絶するとか解除する場合は、理事会の専決事項としておりましたが、業務規程において、例えば、「そのほかやむを得ない事由」とか、「そのほか正当な理由」といったように抽象的に定められる場合もあり得ると思ひまして、そういう場合は、やはり、理事会の専決事項にする必要があるかというところがありましたので、業務規程に定められた具体的な理由以外の理由によって授権拒絶するとか、解除する場合を理事会の専決事項としております。

そして、10ページの7の「業務規程」の(1)をご覧ください。

ここは、アの「被害回復裁判手続に関する業務の実施の方法に関する事項」のところに加筆した部分がございます。

後でも御説明させていただきますが、前回の検討会では、説明義務の具体的な履行方法として、ウェブ画面の閲覧と問合せ対応によることでもいいのではないかと、御意見のほうが多かったように記憶しておりますので、そういう方法を認めることを考えておりますが、単純にそういう場合を増やせばよいかというわけではないと考えていまして、やはり、その場合は、どういう問合せ体制がとられるかということは、説明義務の一内容をなすので、消費者庁で確認する必要があるだろうと考えております。

そのために、「消費者による必要な事項を説明する画面の閲覧及び問合せ対応」によることを予定している場合には、そういう窓口に関する体制は被害回復裁判手続に関する業務の実施の方法に関する事項の一つとして、業務規程に記載される必

要があると考えております。

そして、業務規程に記載される内容としては、この場合、問合せに対応する窓口は、郵便、電話、ファクシミリ、電子メール、面談などの多様な手段で対応する必要があり、対応時間は様々な消費者からの問合せに対応できるよう設定され、消費者に周知される必要があるとしております。

そして、11ページの、同じく「被害回復関係業務の実施の方法に関する事項」のウのところ、前回の検討会で、情報提供を行うかどうかの考慮要素として、提供しようとする情報の内容を加えてはどうかという御意見をいただきましたので、それを加筆しております。

そして、12ページにいていただきまして、(3)の財産の管理の方法の「イ 預り金専用口座の開設」のところになります。

前回の検討会のときに、もともとは預り金専用口座であることは明瞭に分かるように「努めるものとする」となっていた部分について、若干、強めたほうがいいのではないかという御意見がありましたので、やむを得ない事情のない限り、預り金専用口座であることが明瞭に分かるようにしなければならないというような表現にしています。

以上になります。

升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました点につきまして、御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ、大高委員。

大高委員 ありがとうございます。

全体としては、第12回で出された意見をバランスよく反映して修文をいただいたかなと思っております。

それを踏まえまして、今、御説明があった範囲に関して何点か申し上げたいと思います。

まず、3ページの第2の1の「不当な目的でみだりに」の修文については、私のほうから申し上げた点を適切に反映していただいたと思います。賛成をしたいと思います。

それから、7ページの第3の(3)「業務委託」の のところでございますけれども、弁護士費用の個別開示による弊害につきまして、一定程度配慮いただいたことは評価をしたいと思います。

これは、もう今回の修文でというよりは、今後の課題かもしれませんが、もちろんいろいろな御意見があるところですが、例えば、一定の金額以下の支払いについては、一律に開示をしない。もちろん、報告を受けるということは大前提ですけれども、一定の金額以下の支払いだったら、弊害が一律にそういうことがない

と判断をして、除外をしていくといった形で事務負担とかとのバランスをとっていくということは検討されてもいいかなと思っておりますので、将来の課題かもしれませんが、意見として申し上げておきたいと思えます。

続きまして、3の(1)の「理事会の専決事項」の関係ですけれども、2つ目の「・」の業務規程に定められた基準以外の理由とされていたところが「具体的な理由」と修正された点については、適切ではないかと思っております。

続いて、11ページの7の(1)のアになりますか、後ほど説明義務の関係で議論になるところですが、説明義務の方法が追加をされたことに伴って、業務規程のほうも加筆をされたということでありまして、説明義務の修正のところは、そこでまた申し上げたいと思えますが、相談の問合せの窓口対応に関しまして、多様な手段で対応ということはそのとおりかと思うのですが、常にフルコースである必要はあるかどうかについては、当然、議論があるのかなと思っております、やはり事案に応じて適切にということだろうと思えますが、そういった中から事案に応じた形での多様な手段ということではないかと思えますので、その点はちょっと修文の御検討をいただければと思えます。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、和田委員。

和田委員 前回、出席できなくて申し訳ありませんでした。

その際に、意見として申し上げさせていただいた業務委託の点について、修正いただいております。

一点確認なのですが、7ページの2の(3)の業務委託のところ、「事務的な業務」という言葉を「裁量の余地が乏しい業務」と修正していただいているのですが、この裁量の余地が乏しい業務とは何かということについて、この報告書だけでなく、いずれその指針になった際にも、どういう業務がこれに当たるのか、当たらないのかということが誤解がないようにされる必要があるのではないかとと思っております。

それによって、結局、理事会にかけるか、かけないかが変わってくると理解しておりますので、この裁量の余地が乏しい業務として、少なくともこの会議としてどういう理解をしているかということを一応確認させていただきたいので、事務局としてどう考えておられるかということをお説明いただければというのが一点です。

それからもう一点ですけれども、11ページの7の(1)のアの「多様な手段」のところについて、私はこの文章をこれ全部フルセットでなければいけないとは私はそうは読んでいないのですが、フルセットでなくてはいいいのではないかと思っています。

ただ、とはいえ、全部でなくても、ある程度のやはりいろいろな手段が必要ではあると思うので、郵便から面談まで全て必ず用意しなければならないということで

はないにしても、ある程度対象消費者のニーズを踏まえて、ある程度のやはり手段の種類は必要ではないかと思っております、そこについて、一応確認のため発言させていただきます。

以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今、まず、御質問がありましたので、7ページの「裁量の余地が乏しい業務」についてどういう理解をしているのかということについて、お願いいたします。

小田専門官 「裁量の余地が乏しい業務」ですが、その冒頭に一応例示を入れていまして、郵便物の送付ぐらいしかないのではないかと今のところは考えているところでございます。

郵便物もそうですけれども、例えば、封入作業などはここに入らないと思っております、例えば、実際に郵便局がやるもの、手紙とかを送る業務、それ自体が裁量の余地が乏しい業務と考えています。

和田委員 そういったもともと郵便物を届ける業務というのは、もともと郵便ポストに入れるということで、郵便局がおそらく担うものだと思っておりますけれども、なので、ダイレクトメール会社などに、封入等を頼む業務は、この裁量の余地が乏しい業務の中には入らないということですね。

小田専門官 今、和田委員のおっしゃられたとおりで、そういう理解で正しいと思いません。

升田座長 よろしいでしょうか。

それでは、もう一点、11ページの7の(1)のアのところですが、ここの読み方が、今、おっしゃっていますように、必ず全てというぐらいには必ずしも書いていないのですけれども、これでもいいかとは思いますが、どうなのでしょう。それだったら「面談など適切な手段で対応する」というぐらいに変えてしまったらそれでももう終わりかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

和田委員 「適切な」としてしまうと、もしかしたら、一つでも、二つでも適切と言われてしまうと、例えば、郵便とファックスだけです。それが適切だと思いますと言われたときに、やはりきめ細やかさが足りないのではないかなという気もしておりますので、かといって三つ手段があればいいのか、四つ手段があればいいのかと、なかなかちょっと申し上げづらいのですけれども、「多様な」という言葉は私は残していただけたらと思っております。

升田座長 長々議論するつもりはないのですが、ただ、問合せがあって、それでもめたら、おそらく、そちらのほうが困るのではないかと思うのですよね。

おそらく、費用とか、そういう問題であまりこの問合せをする人に負担があると、それもまた問題になるのではないか思うのですけれども、別にもちろん最終的なま

とめ方を御相談しないといけないと思うのですが、できるだけ異論のないように、あるいは明確にまとめていきたいという希望はありますのですが、そうしますと、「適切で多様な」と書いてしまってもいいような気がいたします。

加納課長 ちょっと口を挟んで恐縮でありますけれども、おそらく和田委員の御指摘の趣旨は、できるだけ消費者からの問合せに対して丁寧に対応すべくできるだけの手段を用意しておくのが望ましいということかと思えます。

これに対して、大高委員の御指摘は、そうは言うものの、事案に応じてある程度柔軟にする余地はあってもいいのではないかとということをごさいますて、双方お聞きして理解できるところでございますが、この文案で書かせていただいたのは、例えば、そういう「手段で対応する必要がある」の後に、「対応時間は様々な消費者からの問合せに対応できるよう」というような、和田委員の御指摘の趣旨はおそらくここに含まれているのだらうと思えますので、あと座長の御指摘なども踏まえると、その後に「適切に設定され」とかいうぐらいの形でいかがかと思えますが。

升田座長 どうぞ、三木委員。

三木委員 私は、今回、前回に加えてさらに配慮された形に手直しというのでしょうか、修正されているので、この3ページの1の「不当な目的にみだりに」という部分に関しても、このような書きぶりにしていただいて賛成でございます。

それと、今の11ページの部分も、確かに丁寧に柔軟にということで、この業務規程の7の(1)のアの部分をおのように修正、加筆されたということで、幅を持たせた形にしていただいているので、これで私は賛成だと思っております。

和田委員 私も原案に賛成なので、変える必要はないのではないですかということをお申し上げたかっただけです。

升田座長 いかがですか。

どうぞ、大高委員。

大高委員 ありがとうございます。

私も、基本的には和田委員のおっしゃったことと同じことを申し上げたつもりだったのですが、ただ、私の場合は逆にまさしくその事案において柔軟にということで、最低限これをやっていないからだめだとか、例えば、郵便での対応がないからまずいとか、そういった方向にならないように、まさしくその事案に応じて、適切にという趣旨で申し上げましたので、一律のものを要求する趣旨ではないという、今、御説明が事務局からもあったかと理解をしています。

それであれば、原文のままでもいいのかなと思うところでもあります。

升田座長 結論的には、原案でいいということなのですか。

大高委員 そういう一律のものを要求する趣旨ではないという点は確認ですので、そういう趣旨だということであれば原文のままでもいいということでもあります。

升田座長 言葉上は、これだけではなくて、ほかに事案によっては適切な場合もあると

ということが前提で、書いてある五つのことを、場合によっては、五つやればいいのだということでもありませんし、五つやらなければいけないということでもないのですよね。原案でそういう理解をしたということではいかがでしょうか。

そうですか。ありがとうございました。

どうぞ、榎本委員。

榎本委員 ありがとうございます。

私も、11ページのところは基本的に賛成なのですが、そもそも11ページの7の(1)のAの2段落目で「窓口を設けることも考えられる」とあるのですが、これは窓口を設けるべきとか、必要性があるというような強い言い方というか、断定的な言い方になると思うのですが、こちらはいかがでございましょうか。

小田専門官 これは資料の24ページの2段落目で、ここでは「特定適格消費者団体は、説明を聞いた消費者が、説明を聞いた後、質問ができるよう問合せに対応する窓口を整備する必要がある」と断定的になっていますので、今のところも断定に直したほうがいいのではないかという気がします。

後で「問合せに対応する窓口を整備する必要がある」と断定しているので、それを前提に設けることも考えられると書いてはあるので、ここは断定という趣旨で書いてあります。

升田座長 前後を読むと、余り誤解を生むようなことはやはり好ましくないと思いますけれども、おそらく、「窓口を設けることも」の「も」という言葉が、何かほかのこともあってというニュアンスがあり得るということですので、「窓口を設けることが」とすれば、前後の矛盾はなくなるという気はいたします。

最後まで読んでいただくという前提ではありますけれども。

今日はとりまとめの最終ということになりますので、ちょっと介入させていただきますけれども、そこは御容赦いただきたいと思います。

ほかはいかがでしょう。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、第1から第3につきましては、以上、お話がありましたように、確認いただいた点もございますが、一点だけ、「も」を「が」にして、最終案とさせていただきますということをお願いいたします。

それでは、続きまして、資料の第4から第7までの御説明をお願いいたします。

小田専門官 第4から第7までの変更点について御説明します。

第4ですが、21ページの1の(2)のキ「その他内閣府令で定める内容」の部分を修正しております。

ここは、通知事項を列挙している中で、内閣府令で定めるものは何があるかというところを書いてありますが、前回までの資料では、で「問合せに対応する窓口の電話番号」と書いてありましたが、今、御議論いただいたとおり、問合せ対応の窓口については、電話以外にも対応するというところがありますので、電話番号を

「連絡先」と表現を変えております。

そして、 で「業務規程に定められた簡易確定手続授權契約を拒絶し又は解除する理由」を書いています。

今までは、説明する段階で、授權拒絶だとか解除の理由を説明するという仕組みにしておりましたが、事前に消費者に伝えたほうがいいのではないかとということで、通知事項の一つとして記載しております。

そして、その下の(3)の「簡易確定手続申立団体が通知する方法」についてです。

当然、通知に際しては、最大限プライバシーに配慮することが必要ではありますが、前回の検討会で、それが「通知の趣旨を害することがない範囲で」という御意見をいただきましたので、その旨を加筆しております。

続きまして、23ページの4の説明義務の(1)になります。

さきほど、御意見いただいたところになりますが、前回の検討会では、ウェブサイト上の画面を閲覧して、問合せ対応をすれば足りるのではないかと御意見がありましたので、そういう方法を認めることを考えています。24ページの「また」以降の部分になります。

「また、特定適格消費者団体の消費者に対する法第32条に基づく説明の具体的方法として、消費者がウェブサイト上の必要な事項を説明する画面を閲覧する方法も考えられる。この方法を用いる場合には、必要な事項を説明する画面は全て閲覧をし終わった時点で表示される画面において消費者が本制度を理解したことを確認する措置を設け、消費者が本制度を理解したことが確認された場合に限り、法第32条に基づく説明がなされたものと扱うべきである(消費者が本制度を理解したことが確認されない場合は、改めて電話又は面談において説明をするとともに、問合せに答える必要がある。)。そして、必要な事項を説明する画面を閲覧し本制度を理解したことが確認された消費者であっても、説明事項を記載した書面の交付又は同事項を記録した電磁的記録の提供を求められた場合には、それに応じる必要がある。」と修正しております。

そして、25ページの(2)の「説明すべき内容」のところ、契約の解除に関する事項が削除されていますが、これは「法第25条により通知すべき事項の内容」に含まれておりますので、この契約の解除に関する事項からは削除しております。

第7までの修正点は以上であります。

升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

小浦委員。

小浦委員 ありがとうございます。

ただいまの説明のところ、21ページの1の(2)のキのところ、「連絡先」と修正されたこと、それから を加筆されたことは、消費者にとっても分かりやすくなるので賛成です。

それから、24ページの4の「説明義務」ところで、当初は面談による説明というところを、これまでの論議を受けてこういう提案にさせていただきましたことを私も賛成でよかったなと思っております。

以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。

大高委員、どうぞ。

大高委員 ありがとうございます。

私も、小浦委員からもありましたように、24ページの説明義務の履行手段として、人が直接行うという以外の方法が提案されたということは、評価をしたいと思いません。

今後も、こういったコミュニケーションツールというのは、技術の進展に伴ってどんどん便利になってくると思いますので、授権する対象消費者の利益を守ることが大前提でありますけれども、消費者と団体の双方にとって、負担の少ない方法が、新しくできれば、それに応じてどんどんガイドラインのほうも見直していただければと思っております。

以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、第4から第7までにつきましては、以上のように取り扱いたいと思えます。

それでは続きまして、資料の第8及び第9について御説明をお願いいたします。

小田専門官 第8の修正点から御説明いたします。

前回の検討会のときに、消費税がそもそも50%の内か外かというところについて、私からそれは50%の内に含むべきものではないかという意見を申し上げたところ、委員の皆様から、それは外にすべきではないかという意見が多数ありましたので、29ページの脚注の2で「ここでいう報酬等は本体価格についてのものであり、消費税を含まない。」と修正しております。

そして、29ページの1の「簡易確定手続の報酬及び費用の基準」のところになります。

これは、前回の補足説明のペーパーに従って修正を施しておりますが、ちょっと文章が長くなりましたので、いくつか小見出しを付けております。

そして、(1)の「基本的な考え方」のところでは修正している部分、前回の資料

でも、今でいうと（３）あたりのところで、団体は少額事件に対して積極的に取り組む必要があるという記載をしておりましたが、記載すべき箇所がもうちょっと前ではないかという御意見をいただいたので、（１）に書いております。

（２）が「手続参加のための費用負担」になりまして、加筆した部分ですが、まず、特定適格消費者団体のほうで債権届出までに要した費用、この費用としては、脚注の３に書いてあるように、共通義務確認訴訟に要した弁護士費用とか通知に要する郵送費、説明会開催などのために授權に要する費用、債権届出に要する印紙代とか、これらの手続に要する労務費など、そういうものを含むというものですが、これらは訴訟手続を容易に利用することができることになるという便益を手続に参加する消費者の全員が享受することになるので、手続参加のための費用として、授權をした消費者の全員で負担することが考えられます。このように考えることは、特定適格消費者団体が授權を原則として拒絶できないこととも整合的でもあります。

もっとも、債権届出までに要する費用の全額を授權した消費者の負担とすると、個々の消費者の回収額が少額な事件や授權をした消費者が少ない事件においては、消費者の負担が重くなり、場合によっては授權をする消費者がいなくなることがあり得ます。そこで、特定適格消費者団体は、業務を効率化させて債権届出までに要する費用を低減させるよう努めるとともに、要した費用の額、個々の消費者の債権届出の額、授權を受ける対象消費者の数の見込み、回収できる金額の見込み、事案の難易などを総合的に考慮して、消費者の納得が得られるよう適切な範囲で債権届出までに要した費用を、授權をした消費者の負担とすることが必要です。そして、手続参加のための費用は、回収額の多寡にかかわらず消費者の負担となるものであるから、特定適格消費者団体は、授權に際して、債権届出までに要した費用の金額及びその内訳、授權を受ける対象消費者の数の見込み、個々の消費者に負担を求める手続参加のための費用の金額を明示し、あわせて、回収できる見込み額、回収があった場合の報酬の額又は算定方法及びそれらの考え方、回収額がゼロとなっても手続参加のための費用は返還されないものの、他方で追加負担は生じないことを説明することが必要です。このように記載しております。

そして、（３）が「債権届出より後の報酬・費用の負担」です。

債権届出より後の報酬・費用は、個々の消費者に回収があった場合には、回収のあった消費者に負担させることが考えられます。もっとも、本制度が消費者の利益の擁護を図るものであることを鑑みると、少なくとも回収額の過半は消費者の取戻分とすることが妥当です。

ただし、特定適格消費者団体は、個々の消費者の回収額、授權をした消費者の数、個々の消費者の手続参加のための費用、事案の難易、被害回復関係業務に要する労力などを総合的に考慮し、事案に応じて適切に消費者の取戻分の割合を設定する必要があります。

具体的には、個々の消費者の回収額が少額な事件と多額な事件とでは回収額に正比例して労力が増すわけではないために、回収額が多額な事件においては、相対的に消費者の取戻分を増加させることが可能になり、授権をした消費者が多い事件においては、共通する費用を負担することになる消費者が多くなり、その範囲では消費者の取戻分を増加させることが可能になります。こうしたことから、特定適格消費者団体は、常に回収額の半分（50％）に近い額を報酬及び費用として消費者に負担を求めることは適切ではなく、個々の消費者の回収額が多額になる、又は手続に参加する消費者が多くなるに従って、消費者の取戻分を増加させることが必要です。このように記載しております。

（４）の「特定適格消費者団体の備え」の部分は、前回までとほぼ同じようなことを書いております。

そして、（５）の「報酬及び費用の基準の作成」になります。

こどもほぼ似たようなことは、前回の資料にも書いてありましたが、特定適格消費者団体は、消費者に対する透明性を確保し、納得感を得られるようにするために、業務規程の「報酬及び費用に関する事項」において上記（２）ないし（４）の考えに従った報酬及び費用の基準を作成し、消費者庁が消費者の利益の擁護の見地から不当なものではないことを精査する必要があるとしております。

前回までの資料ですと、いくつかの区分を設けて具体的に明記すると書いてありましたが、そこについてはそこまで記載する必要がないのではないかという御意見をいただいておりますので、今回はそこまでは求めないとしております。あくまでも、（２）ないし（４）の考えに従った報酬及び費用の基準を作成していただくと考えております。

そして、（６）が「消費者に対する説明」です。

これも前回の資料とほぼ同じようなことを書いておりまして、消費者に十分説明する必要があるということが書いてあります。

（７）が「消費者庁による監督等」になりますが、これまで述べてきたことは、本制度の安定的な運営及び信頼性を確保するための前提条件となることから、事件の選定、ここで言う事件の選定とは、被害回復関係業務全体の運営から見て、特定適格消費者団体が過剰な報酬を目的として恣意的な事件の選定がなされていないかや、特定適格消費者団体が実際に支払を受けることになる報酬及び費用については、消費者庁により十分な監督が行われる必要があり、具体的には、事件の選定状況、事案ごとの特定適格消費者団体からの報酬及び費用の基準及びその算出根拠について報告を受け、不明な点については報告を求め、不適切な事件の選定がなされている場合は、不明朗な報酬及び費用が設定されている場合又は特定適格消費者団体が報酬及び費用を取り過ぎている場合は改善のための必要な措置をとるべきことを命ずることが考えられるとしております。

その先で、なお本制度は前例のない制度であるから、以降はほぼ前回と同じようなことを書いております。

2の異議後の訴訟については、従前どおりでございます。

続いて、第9の「おわりに」の部分ですが、もともとは今後の法施行に向けて、財政面・情報面の支援を踏まえた取り組みが求められるというところは、前回の検討会でいつから開始するのかという御意見がありましたので、「速やかに」と加筆しております。

以上になります。

升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきましては、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

どうぞ、大高委員。

大高委員 ありがとうございます。

これまでの議論の経過を踏まえて、現時点において考えられる報酬及び費用の基準として一定バランスのとれたものになったのではないかと思います。

もちろん、ペーパーにもお書きいただいているとおり、この制度は前例のない制度ですから、施行後の事案の積み重ねを踏まえて、しかるべき修正をされていくことが望ましいということは言うまでもないと思っております。

その上で、二点ほど御指摘をしたいと思います。

まず、一つ目は細かな点なのですが、30ページの1の(3)の2段落目「具体的には」から始まる段落の3行目の最後のほうからですが、「授権をした消費者が多い事件においては、共通する費用を負担することになる消費者が多くなり、その範囲では消費者の取戻分を増加させることが可能になる」と。

一般論としてはそうかなと思うのですが、正確には、おそらくこれは授権をし、かつ、回収が実現したということになるのではないかと思っております。授権をしても、回収が得られなかった消費者は、結局、費用だけがかかるということになりますので、細かな話かもしれませんが、一応、一点指摘をしておきたいと思っております。

それからもう一点は、31ページの1の(7)の「消費者庁による監督等」のところですが、今回、具体的には授権の選定のところに括弧書きを加えていただいたのかなと理解をしております。

前は、この点はあまり議論がなかったところですが、改めて見ますと、ここでいう事件の監督というのはあくまで適正な報酬を確保するという監督でありますので、このような括弧書きを加えていただいたということについては、より趣旨が明確になったという点でいいのではないかと思っております。

ただ、それを前提としましても、では、具体的にどういう形でその事件の選定と

いうものを監督していくのか、なかなか難しい問題があるのかなとは思っておりません。

特に、それに併せてとられる措置についても、例えば、具体的にこういう種類の事件をやりなさいというような措置をすることとなりますと、かえって、団体としても、必要性の乏しい事件に無理やり取り組むというような弊害も、極端な話かもしれませんが、考えられるところではありますので、これは修文というよりは、今後、ガイドラインをお作りいただく際にちょっとその点も念頭に置いてという話かもしれませんが、その点はちょっと注意をしていただいて、御検討いただきたいと思います。

以上です。

升田座長 そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、大河内委員。

大河内委員 今まで着手金の話とかいろいろ出ていましたけれども、今回の文章が一番よく整理されていて、消費者に分かりやすく、納得しやすい文章だと思います。

さらに、債権の届出前と後を分けて、きちんと費用として入れられるということは、よかったです。

裁量の幅が団体の方に少し広がって、やりやすくなったという印象がありますが、その分、難しいところも増えたのかなと思います。

団体の方に頑張っていたきたいですね。

それから、31ページの1の(5)の「報酬及び費用の基準の作成」のところですが、ここも事案によっていろいろ変わるということで、区分というものがなくなって、基準の作成になったことに賛成したいと思います。

同じ31ページの1の(7)の「監督」のところ、私たちから見ると、消費者庁が、ここまで団体をきちんと監督するということを考えると、消費者庁と団体は責任を共に分かち合って制度を進めていくように読めます。

消費者にとって、消費者庁がその制度を特定適格消費者団体とともに進めているということが安心につながります。そのことを踏まえ「おわりに」の記述にある支援につなげていただければと思います。

この制度を消費者に知らせる広報だけではなく、特定適格消費者団体の信頼度を高めるという意味でも、ぜひ支援が必要です。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

升田座長 そのほか、いかがでしょうか。

澤委員、どうぞ。

澤委員 お取りまとめどうもありがとうございました。

先ほどの第1からの点も含めて、今回示された提案というものには、私は全面的に賛成したいと思います。

今までいろいろとおまとめいただきまして、どうもありがとうございました。

その上で、少しだけお話しさせていただきたいのが、今の報酬のところなのですが、けれども、まず、今回の一段階目と二段階目といいますか、債権届出の前と後で分けたという点について、いい案かなと思っております。けれども、これは裏を返せば、一段階目と二段階目でしっかりと分けて報酬を考えなければならないということかと思っております。

要するに、何を考えているかというところ、消費者団体が、法律事務所に対して、この一段階目、二段階目を一括して委託することが結構よく行われるのかなと思いません。

けれども、今回の案になるということは、そこをきちんと分けて、報酬の部分もここまではこの金額で、これからはこういう金額になりますという形にならざるを得ないと思います。そういった形での運用を期待しております。

あと、債権届出より後の負担の基準が50%という点について、個人的にはまだ50%は大きいのかなという気はしています。ただ、これから制度が始まってみないと分からないところもありますので、まず、この50%を置くというところは賛成します。

ただ、債権届出後には、そんなに大きな業務が発生しないのではないのかなと思っています。債権届出を受けて、事業者側がその添付された証拠などを見て、認める、認めないという判断をすることになると思いますので、団体の業務の大きな部分は仲介的なことしかないと思います。もし、事業者側が認めないという話になったら、それなりの業務が発生するかもしれませんが、これも始まってみないと分からないですが、そんなに認めないという事案は多くならないのではないかなと、破産手続とか、民事再生手続の感覚から思います。

ですので、50%がちょっと大きいのではないのかなと思うのです。ですので、消費者庁からの監督をここはしっかりとさせていただきたいと期待しております。

裏を返せば、この部分というのは、適格消費者団体に裁量が大きくなったということです。先ほど大河内委員からもありましたけれども、裁量が大きいということは、その団体自体の責務も大きくなるということかと思えます。団体側が、こういったことを自覚して業務を遂行していただくことを期待しております。

基本的には原案に賛成ということで、今後は運用の中でしっかりと監督なり、自律をきかせて進めていただければと思っております。

以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、和田委員。

和田委員 原案を整理していただいてありがとうございました。

今までちょっといろいろ議論が混乱していた部分もあったのかなという印象を受けているのですが、整理していただいて、分かりやすくなったのではないかと

なと思います。

ありがとうございました。

その上で、今、澤委員からも御指摘があったのですが、実は私も二段階目の債権届出後の費用、報酬について50%のキャップというのは、やはりバランス的におそらく裁判にかかる費用、弁護士費用等については、一段階目の訴訟がおそらく大きいのかなと思っていたものですから、一段階目についてはそういうキャップがかからず、そこまでかかった費用を全て皆さんで負担するという事なので、そちらについてはキャップがなく、二段階目の債権届出後の債権届出後の費用については50%のキャップというのは、何かバランス的に本当にどうなのかなというのが正直分からないところがあります。

分からないところがありますが、全体を通して、消費者庁がしっかり監督をしてくださるということなので、もちろんそこについては特定適格消費者団体の皆さんと消費者庁との間できちんと整理が行われることを期待しております。

その観点からすると、消費者庁による監督の中身とかタイミングが重要になってくるかと思っております、31ページの1の(7)で「消費者庁による監督等」というセクションがあって、ここで消費者庁が事案ごとに報酬費用の基準及びその算出根拠について報告を受けて不適切であると認められる場合には、必要な措置をとることを命ずることができる」と書かれているのは、これはもちろんこれまでの議論を反映して書いていただいているのですけれども、それは大変いいことだと思うのですが、そうすると、その報告を受けるタイミングというのが、いつになるかによって、改善を命令するその改善の措置の内容が変わってくるのではないかと思っております、その債権届出までの一段階目の手続に参加する消費者に求める費用の算定根拠について、その通知をする前にもし消費者庁が報告を受けるのであれば、その通知内容に掲載する費用の内容や、積算根拠について、もう通知の段階であらかじめ訂正することができるのでいいのではないかと。そういう対応ができるのかなと思うのですけれども、もう既に通知を發出されて手続に参加する消費者から費用を受け取った後で、やはり過分だったのではないですか、その積算根拠はということになったとすると、その改善命令の内容が、では返金とかそういうことになるのか、そのあたりについて、報告を求めるタイミングとそのタイミングがお金をいただく前なのか、後なのかによって、その改善命令の内容に係ってくると思うので、どちらの対応も可能なのかなのかということをお教えいただきたいなと思っておりました。

以上です。

升田座長 質問がありますので、その点だけ。

加納課長 和田委員の御指摘は、私は非常に理解できるものとお聞きしまして、要はできるだけ早い段階で報告を求める仕組みにしたほうがいいのではないかと。そこは実際のガイドラインの中身について工夫をしてみたいと

思います。

今の時点では、そこまで詰めているわけではないですけれども、御指摘は理解いたしました。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、渡部委員。

渡部委員 ありがとうございます。

今までの議論を踏まえて、非常に適切に、団体により裁量を認める形でお取りまとめいただきありがとうございます。

今の質問にも関係すると思うのですが、一点質問です。

手続参加のための費用負担については、授権した消費者全員で負担するということになっておりますが、その基準となるのは、あくまで授権者数の「見込み」ですので、見込みと実際とがずれてくる場合がございます。実際に授権した人が見込みより少ない場合と多い場合とがあるわけですが、それぞれどのように処理する方向でお考えなのか、教えていただければと思います。

升田座長 では、その点、お願いいたします。

小田専門官 まず、見込みより少ない人数だった場合、団体で赤字が発生するかどうかです。その場合は、追加負担は生じないという説明をして授権しているはずですので、そこで団体で赤字は覚悟していただくという形になると思います。

逆に、見込みより多い人数の授権があって、債権届出より前の費用を上回ってしまった場合ですが、基本的にはこれはやはり消費者に返すべきものではないかとは考えておりますが、ただ、消費者に返す場合に、それは報酬及び費用の精算の段階まで、精算を猶予する余地はあるかと思えますし、また仮に、10円上回っただけで直ちに10円を全員でまた割って返還するのかという問題があるので、そこはもうちょっと柔軟に行うことができる方法は考えたほうがいいのかと、今、考えているところになります。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、三木委員。

三木委員 そうですね。これまでの全体、一年近く検討してきたのですが、いろいろ配慮された形で手直しいただいて、全体的にバランスがとれたものになったかなと思って評価はしております。

先ほどの消費者庁の監督の件なのですが、特定適格消費者団体は、この制度で決してもうけようというような思いではないと思うのです。と言いますのは、今までの差し止め等も含めての活動実績を見ていただいても、おそらく分かるのではないかと根底では思っております。

それで、消費者庁の監督がこの31ページのところですよね。報酬及び費用のところで消費者庁の監督が必要になることに関しては、当然分かるのですけれども、当

初の書きぶりのところでは、その事例の選定に及ぶことに関してどうかという御意見もあり同感だったのですが、実際に今回のようなペーパーで書き加えをいただいたというところ、修文されているというところでは、大変分かりやすくなったかなと思っております。

あと、それから、今回の最後のまとめのところもそうなのですが、消費者のための被害回復の制度という今回の法律ですよね。消費者や事業者などの社会的信頼をまず得て、そして適切に特定適格消費者団体が育成とか、活動できますように願ってはいるのですけれども、ここで再度、重ねて申し上げたいと思っております。

まとめのところでも、ペーパーにも書かれていますが、社会的信頼を得て、この制度を担う特定適格消費者団体が、十分に育成それから活動できるためにも、やはり書かれているような必要な資金の確保とか、それから情報の提供等の支援を速やかに取り入れるなど、そういうものを検討していただき、必要な措置を講じていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

升田座長 そのほかにいかがでしょうか。

大高委員、どうぞ。

大高委員 ありがとうございます。

今、議論を聞いていて感じたことを何点か申し上げたいと思います。

まず、和田委員からありました報酬に関する報告のタイミング、問題意識は非常によく分かるところなのですが、一方で、その報告は監督のために報告してもらわなければならないので、その報告に対する消費者庁の見解を聞かないと先に進めないというような運用になると、通知を送る段階では事務をスムーズに流していかなければいけない問題もありますので、むしろ、31ページの1の(5)の「報酬及び費用の基準の作成」のところできっちりと監督をしていただくというのがまずは基本にあって、その上での報告かなと思っております。そのあたりは技術的な問題が多いと思いますので、そこはしかるべく消費者庁で考えていただければと思っております。

次に、渡部委員からありました質問に対して消費者庁からお答えいただいたことですが、確かに消費者の利益を考えると、足りないときに追加請求をしない、余っているときは返すというような場合が一番いいのだろうと思うのですが、そうすると、団体としてはできるだけその不足分が出ないようにちょっと多めに負担をお願いしておこうという話になりがちかなと思う部分がありまして、果たして本当にそのような仕切り方がいいのかどうかということは、ちょっと考える必要があるのかなと思っております。

ある意味では、技術的な部分になるかと思っておりますので、今後の具体的なガイドラインをお作りいただく中で、適切な在り方を考えていただければいいかなと思っております。

その点だけ申し上げておきます。

升田座長 そのほか。

小浦委員、どうぞ。

小浦委員 第8ののところのまとめ方は皆さん、どの委員もおっしゃったとおりに私もこのように整理してまとめていただいて賛成です。

31ページの1の(5)の「報酬及び費用の基準の作成」に関しましても、大河内委員がおっしゃいましたように、やはり区分のところが外れたことで、より作成しやすいものなのかとも思っており賛成です。

それで、第9の「おわりに」のところなのですが、今後の財政面・情報面の支援のところは「速やかに」と文言を追加していただいて賛成いたしますが、法律の施行の時期ははっきりとしておりませんが、そんなに時間はないと思っております。

本当に、できるだけ早く、支援の内容を固めていただきたいと思いますし、それから消費者に対しての普及啓発といいますが、この説明をぜひ消費者庁が主導して行っていただきたいと思いますし、この制度を作るに当たっては、消費者団体もいろいろ活動してまいりました。その中では、やはり費用負担のところが少し弱かったと思っております。私も説明するときにそこを反省しておりますけれども、被害額が全額返ってくるのではないかと、消費者はなかなか自分に都合のよいように受け取っていると思うのです。ですから、その費用負担のことですとか、諸々のことをやはりまだまだ消費者も知るべき内容がたくさんありますので、ぜひそのところ、シンポジウムとまではいきませんが、説明会をいろいろなところで開いていただき、消費者団体もいろいろ協力できるのであれば、連携してやっていきたいと思っておりますので、そのところをぜひ御検討いただきたいと思いますし、

以上です。

升田座長 そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、榎本委員。

榎本委員 ありがとうございます。

私は、かねてから前例のない制度であるからこそ、消費者庁の監督がしっかりとされることが重要だと申し上げてきましたので、その観点からしっかりとその記載をしていただいたということもありまして、賛成の意を表したいのですが、であれば、もし、これは座長にお任せいたしますが「おわりに」のところで「消費者庁の適切な監督のもと」というフレーズを入れていただければ、全体の整合性が若干とれるのかなと、そこを期待いたしまして提案をさせていただきました。

以上です。

升田座長 澤委員、どうぞ。

澤委員 今、小浦委員から御発言いただいた、消費者側の負担に対する認識というところ

るので、一つだけ言及しておきたいことがあります。

というのは、例えば、一人当たり10万円という事件があったとします。

そのときに、一段階目でかかった報酬で5万円取りますという形で進んで、二段階目に進んでみて、消費者側から10万円届け出ただけけれども、結局一部勝訴にしかならなくて、5万円しか返ってきませんでした。そうすると、例えばそのときの二段階目の報酬額が30%と定められていたら、10万円の30%で1万5000円となるので、消費者側からしてみると、結局、6万5000円支払って5万円返ってくる形になる、すなわち1万5000円を損して、届け出るみたいな形になってしまうと。

こういう事態というのは、おそらく、団体側からの説明というのがすごく大事になってくるかと思っております。そういったことも想定して団体にはしっかりとした説明していただく必要があります。

そうなってくると、今までなるべく団体に柔軟な形での説明、授権の手続をしましょうという話がありましたけれども、そのあたりの責任というものがさらに重くなっているとは私は考えておりますので、その点での団体の自覚を期待しております。

以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、三木委員。

三木委員 先ほどの「おわりに」のところのもう一つ補足なのですが、消費者と事業者の社会的責任、社会的な信頼を得るという制度ですが、ちょっと漏らしていたものがありまして、企業にとりましても、この制度が適切に行使されることで、顧客対応の在り方という部分も、やはり良くなり、さらに改善されるのではないかと思います。

そして健全な市場の経済社会に発展するということも考えられますので、そういうことを私どもも期待しております。

大高委員 皆さんもう何か締めめの発言をいろいろされていますので、何か、今、言っておかないといけないのかなと思っておりますので、発言させていただきます。

私も、全体としては非常によくまとめていただいたと思っておりますので、こういう取りまとめをしてあることについて、基本的には賛成であります。

ただ、既にペーパーにも何か所にも書かれていますとおり、前例のない制度でやってみないと分からないところがありますので、私も本当にこれでうまく回っていくのかどうかについては、不安に思っているところがないわけではありません。その観点から二点ほどちょっと申し上げたいです。

一つは、やはり施行後の状況を踏まえた見直しというのは、この一定の年限とかそういうものにこだわらず、何かもし問題が起きれば、積極的にどちらの方向にせよ直していただくように取り組んでいただきたいというのが一点です。

もう一つは、もう何人かの委員から御指摘ありましたけれども、やはり特定適格消費者団体に対する支援の問題については、この検討会が終わった後、できる限り積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もちろん、これまでいろいろ御意見がありましたように、この制度は団体にとっては他人である消費者の権利を代わって行使するという面がありますので、そういう意味では団体の一定の責務が課せられるというのは、これは当然のことでありまして、当たり前なことだと思っております。

ただ、その課せられた責務があまりにも重過ぎるがゆえに、団体が持続的にこの制度に取り組めないということになってしまいますと、逆に被害救済が進まないということになって、制度の趣旨に反するということになります。

そういう意味で、団体の自立に向けた必要な支援を行うということは本当に重要なことで、必要不可欠なことではないかと思っております。

その意味で、団体の支援の在り方について検討する必要があるという意見があったという点を明記いただいたのは、非常にいいことではないかと思っております。

これは要望になりますけれども、今後、その支援の在り方を検討いただくに当たっては、この検討会以上に、その団体側の実情とかニーズというものをしっかり把握をした上で議論する必要があると思っております。

今後、どういう形で議論をされるのか分かりませんが、もしこういうような何か会議のようなものが開かれるのであれば、オブザーバー又は委員の形できちりと入っていただいて、しっかりとニーズを把握しながら議論が進むようにしていただければと思っております。

以上です。

升田座長 おおむねよろしいでしょうか。

それでは、まず、私も最後の段階ですので、若干、申し上げたいことは、既に、いろいろな機会でも申し上げてきたのですが、実は、今回、団体が訴訟を起こされて、集団的な被害を回復し、消費者に配分されるということなのですから、そもそも法律の制定の趣旨、理念というものがありませんから、やはりそれに沿ってできるだけ消費者に大きく回復されるということが非常に重要だと。その二つ目は、やり得を許さないということは従来から議論されてきているところでもありますけれども、ぜひその法律の趣旨に従って、やはり運用していただきたいとは思っています。

ただ、お金の問題になりますと、これは弁護士の場合と必ずしも同じというわけではありませんけれども、やはり、従来、同じような仕事をしてきたのは弁護士でしょうから、弁護士の過去のいろいろな報告などを見ますと、特に日弁連で発行しておられます弁護士白書でしたでしょうか、毎年、いろいろな統計数値が公表されていますけれども、やはり、依頼者とのトラブルが一番多いことが明らかでありまして、その中でも、やはりお金の問題とか、それから事務処理の問題というものが、

そこに項目がいろいろ書かれていまして、いろいろやはりもめることも多いということですので、ガイドラインはガイドラインとして、やはりさらに実情を踏まえた適切な運用をされることが非常に重要ではないかなと思っておりますので、蛇足ではありますがけれども、ぜひそういうことに御留意いただきたいと思います。

第8及び第9につきまして、修文の申し出をいただきましたのは二点ありまして、一つは大高委員から、30ページの1の(3)の授權をした消費者が多い事件ということについて、これだけではなく、回収可能という問題もやはり加えたらどうかという御指摘なのですけれども、回収を必ずしも書かなくても当然回収されない事件で、あまりそんなことは問題にならないという気はしますけれども、いかがでしょうか。

大高委員 最終的な修文の整理については、座長にお任せをさせていただきました。意見としては申し上げておきます。

升田座長 おっしゃっていることは、趣旨としてはそうだろうという気はしますけれども、もう一点、榎本委員から35ページ、最後になりますけれども「消費者庁の適切な監督のもとに」とか、又は「適切な監督を期待したい」ということを明記してほしいという御意見だったと思うのですけれども、これも消費者庁の幹部の方がおられて、これも法律の制定の段階で、何度も繰り返されておりますので、それは言わずもがなかなという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

榎本委員 そういう御趣旨であれば、異存はございませんが。

升田座長 消費者庁は、よろしいですか。

加納課長 はい。

升田座長 というかのようなので、そういうことでお願いできたらと思います。

いよいよ、最後ということですが、以上、お話を伺いまして、御意見を伺いましたが、最終的には、一点、今、大高委員のほうから一任という話がありましたが、ちょっと読ませていただいて、最終的に修文するかどうかを判断させていただきたいと思っておりますし、そのほかの「てにをは」のようなところは、これはもう一度読み直してみないと、不適切とは言えませんが、ちょっとその辺直したらいいかという点もあろうかと思っておりますが、そういったことはお任せいただいてよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、これで取りまとめの会議が終了されるということになりますけれども、そういったことを踏まえまして、近々、この最終版を取りまとめてお渡しすることになっていきたいと思います。本日は、そういう前提で最終回ということになりまして、これで終わることになりますけれども、いよいよ閉会ということではありますが、板東長官が出席しておられますので、最後に御挨拶をいただきたいと思います。

長官、よろしくお願いいたします。

板東長官 すみません。それでは、いよいよ最後になりましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

升田座長を初めといたしまして、委員の皆様には、昨年5月からこの3月まで、13回の会議に御出席いただき、大変、綿密に御議論をいただきました。先ほどからお話のように、前例のない制度であり、その中で特定適格消費者団体をどういう仕組みのもとに認めていくか、監督していくかがこの制度の核になっておりますけれども、それについて非常にいい形でお取りまとめをいただいたこと、本当に感謝を申し上げたいと存じます。

また、参考人のお二人の皆様には、ずっと御参加いただきまして、御対応いただきましたことを感謝申し上げます。

先ほどからお話がございますように、これを受けて、さらにガイドラインを作っていくということがあるわけがございますけれども、そのほかにも、先ほど御指摘のように、この制度が動いていくためには、一般の消費者の方々にもどう理解をしていただくかということを始めとして普及啓発といったことも必要になってまいりますし、また、我々としても体制の整備をしていかななくてはならないと思っています。

また、御指摘がございましたように、団体が持続可能な形で効果的・効率的にこの制度を動かしていくことができるように、サポートの在り方について、早急に検討ということでおまとめいただいておりますけれども、我々としてもしっかり対応していかななくてはならないと思っています。

そういう意味では、まだ施行日は決まっておりますけれども、時間があるので、実は非常に短い残された期間になっているということで、これから精力的に我々としても検討していきたいと思っておりますし、その検討の結果を積極的に生かした形でいい制度のスタートを切れるようにしていきたいと思っております。

今後、引き続きまして、御指導いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本当にどうもありがとうございました。

升田座長 長官、どうもありがとうございました。

最後になりますが、消費者庁から連絡事項がございましたらお願いいたします。

加納課長 本日も精力的に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

先ほど、何点か修文等の御意見がございましたけれども、もう一度、字句のところも含めまして精査をさせていただきます。座長と御相談をして最終的に必要な修文等をいたしました上で、取りまとめ、公表という形でさせていただければと思います。

座長には、引き続き恐縮ですけれども、よろしくお願い申し上げます。

消費者庁からは以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。

本当に、長期にわたりまして、いろいろ御意見いただきありがとうございました。

また、参考人の方にもいろいろ御出席いただきまして、また御意見もいただき、本当にありがとうございました。

お忙しいところ、本当に活発な御議論をいただきまして、かつ、御協力もいただきまして、ようやく取りまとめることができました。

本当にどうもありがとうございました。

それでは、これで閉会といたします。